

前橋市立地適正化計画【概要版】

1. 計画概要

【背景と目的】

〇本市は、既に人口減少や市街地の拡散が進んでいる状況下であり、今後はさらに急激な人口減少・高齢化が進むと推計され、将来を見据えたまちづくりの転換が必要となってきました。本計画は、こうした状況を踏まえ、医療や福祉、商業施設などの都市機能施設や居住などがまとまって立地し、公共交通を介して移動しやすい環境を備えた「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」として、将来を見据えた持続性のあるまちづくりの実現を図ることを目的としています。

【計画区域】

- 〇都市計画区域全域
- ・前橋都市計画区域
 - ・前橋勢多都市計画区域
 - ・富士見都市計画区域

※富士見都市計画区域は、合併１０年後を踏まえた都市計画区域の見直しにより段階的に設定します。

【計画期間】

〇おおむね２０年後を見据えた平成５２年を計画期間とします。

2. 制度概要

□都市機能誘導区域

【区域の設定】（必須要件）

都市機能誘導区域は、医療や福祉、商業などの都市機能施設をそれぞれの地域の拠点に誘導し集積することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。

【誘導施設の設定】（必須要件）

誘導施設とは、都市機能誘導区域ごとに、立地を誘導すべき医療や福祉、商業などの都市機能施設です。

□居住誘導区域

【区域の設定】（必須要件）

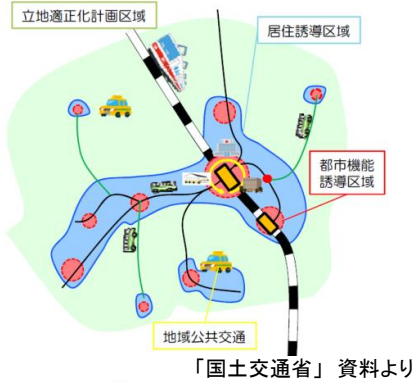
居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、日常生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。

※都市機能誘導区域は平成２９年度、居住誘導区域は平成３０年度に設定する予定です。

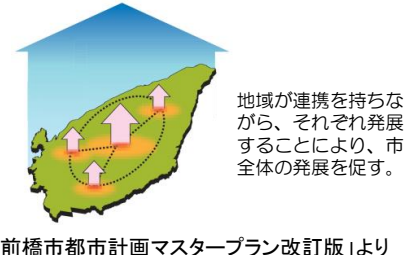
□位置づけや役割

立地適正化計画は、将来の人口動向や医療や福祉、商業などといった日常生活における都市機能施設など、これまで以上に市民の日常活動に着目した都市計画マスタープランの高度化版（実行版）とされ、本市の都市計画マスタープランで掲げる「ひとつの都市として市全体が地域とともに発展するコンパクトなまちづくり」の実現を目指していきます。

立地適正化計画のイメージ



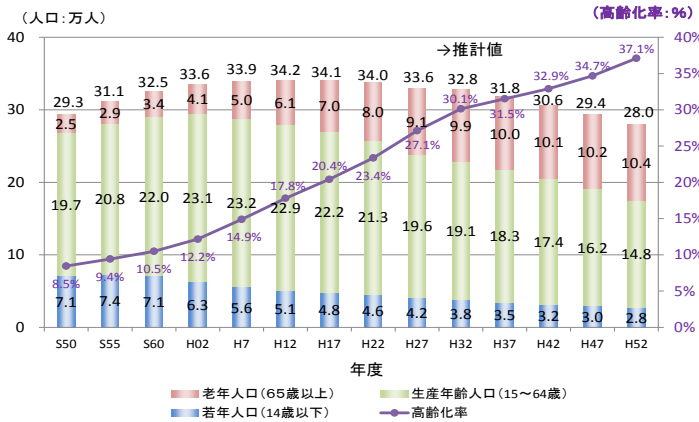
「国土交通省」資料より



地域が連携を持ちながら、それぞれ発展することにより、市全体の発展を促す。

「前橋市都市計画マスタープラン改訂版」より

3. 本市を取り巻く状況



本市は、平成１２年をピークに人口減少が始まり、おおむね２０年後の平成５２年には、人口約２８万人、高齢化率にいたっては、３７％を超えると推計されています。人口減少・高齢化は、税収減や扶助費の増大、公共交通や各都市機能の利用者減による施設維持など、将来の日常生活に様々な影響を及ぼすおそれがあります。

生活への様々な影響

- 高齢者の買い物などにおける日常の移動が困難になることが懸念されます。
- 公共交通の減便や身近な医療施設や商業施設が撤退し、日常の生活に支障を来たすおそれがあります。
- 道路や上下水道などの維持管理費や扶助費の増大などにより、行政サービスの低下を招くおそれがあります。

今後のまちづくり

- 公共交通を利用して過度に自動車に頼らない移動しやすい生活環境の形成が必要となります。
- 都市機能施設の集積により日常生活サービス機能の持続性と効率的な利用の向上が必要となります。
- 公共施設の再編、効率的な維持管理により財政負担を抑制し、社会構造のニーズに合わせた行政サービス提供の向上が必要となります。

「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくり

4. 全体まちづくり方針

『誰もが多様なライフスタイルで生涯活躍できる地域連携型まちづくりの推進』

【基本方針１】「都市機能の集積とまとまりある居住の推進」

それぞれの地域の拠点における医療や福祉、商業といった都市機能の集積性を高め、周辺における居住を誘導するまちのコンパクト化を推進します。

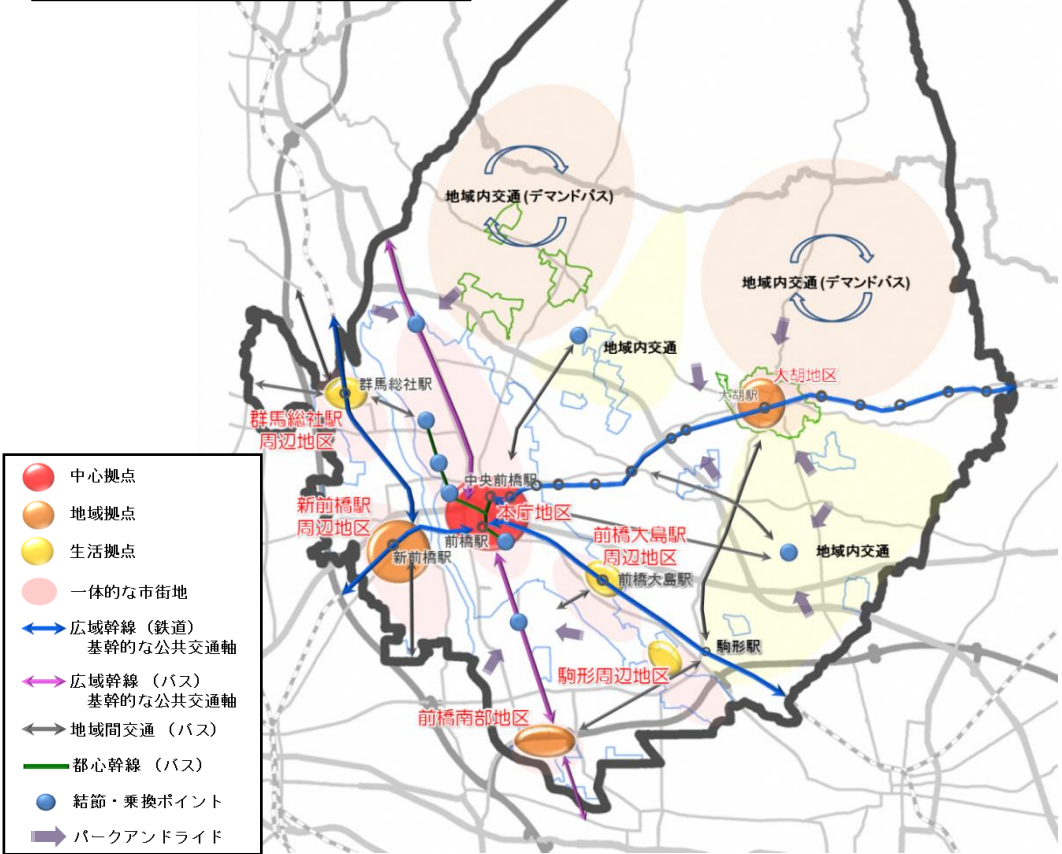
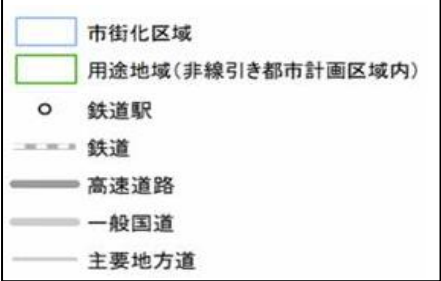
【基本方針２】「利便性と効率性の高い都市機能の誘導を推進」

今後の社会構造によるニーズを踏まえ、公的不動産の活用や民間事業者等との連携により効率的な都市機能の誘導を推進します。

【基本方針３】「公共交通の充実によるネットワーク性の向上を推進」

地域公共交通網形成計画をはじめとする公共交通施策との連携により、公共交通によるアクセス性の高い、移動環境の向上を推進します。

5. 都市の骨格構造



6. 各都市機能誘導区域のまちづくり方針

本庁地区（中心拠点）

全市を支える中心拠点として高次の都市機能の集積を維持しながら、少子高齢社会を見据えた機能の強化を図り、多世代にわたって多くの人が暮らし、集う賑わいにあふれたまちづくり

新前橋駅周辺地区（地域拠点）

中心拠点を補完する商業、業務が充実した地域拠点として、高次の都市機能を維持しながら高齢化が進む地域に対応した都市機能の強化を図りつつ、交通結節点の立地を生かした利便性の高いまちづくり

大胡地区（地域拠点）

前橋市東部の生活を支える拠点として、多世代にわたって必要な都市機能が集積した便利で暮らしやすいまちづくり

前橋南部地区（地域拠点）

広域的な商業活動を支える大規模商業施設の立地を生かした、南部地域の生活を支える拠点として、急激な高齢化を見据えた機能強化と子育て世代の機能が充実したまちづくり

群馬総社駅周辺地区（生活拠点）

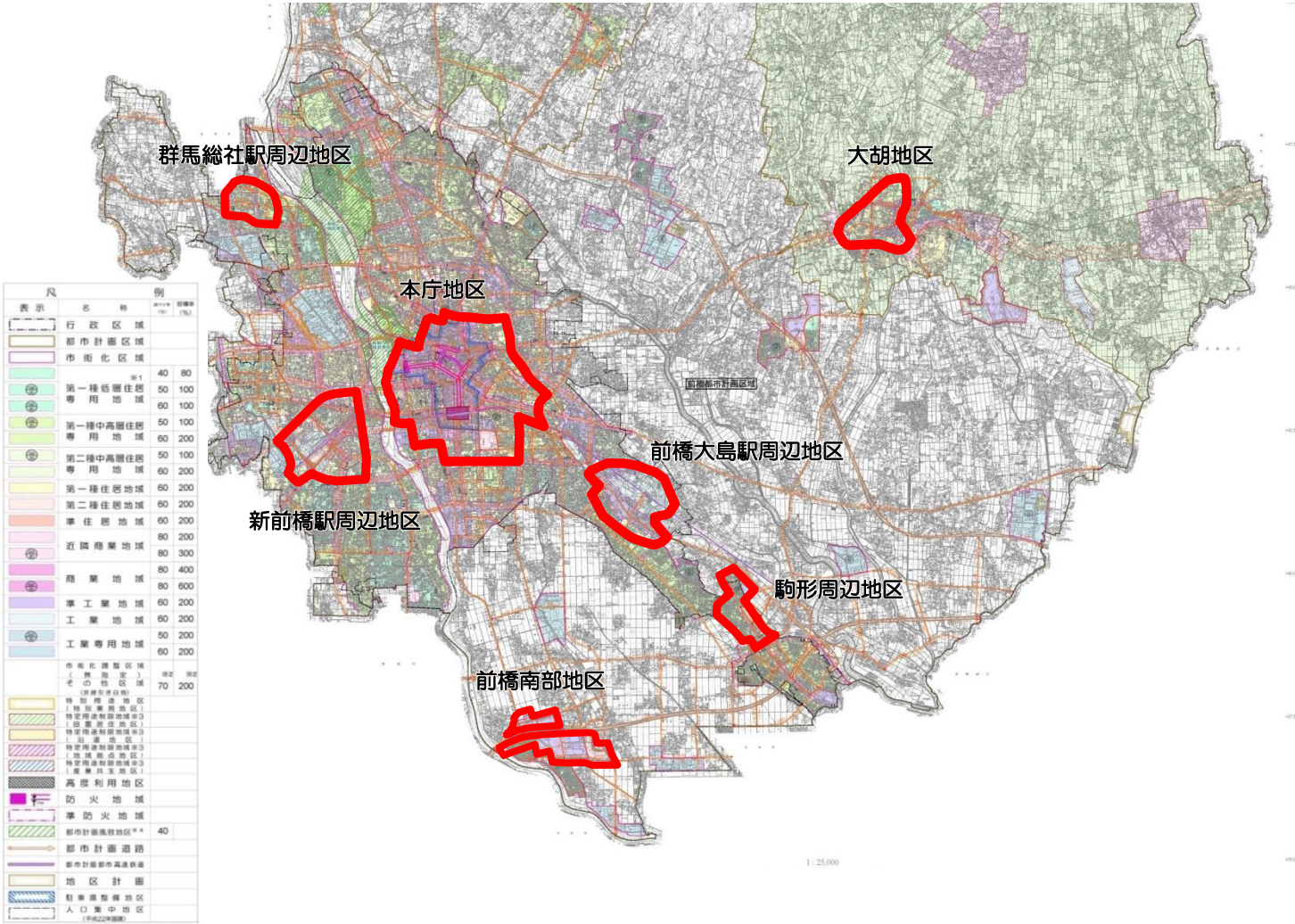
豊かな自然環境と調和した居住環境の中で子育て、教育文化機能を生かした子育て世代にとって充実したまちづくり

前橋大島駅周辺地区（生活拠点）

住宅と工業施設が適した環境の中で共存し、日常生活機能の充実を図ることで多世代にわたって便利で活力のあるまちづくり

駒形周辺地区（生活拠点）

周辺の多くの人口を支える拠点として、地域における日常生活の充実を図り、公共交通との連結性を高めることで、多世代が集うまちづくり



7. 誘導施設

誘導施設は、医療や福祉、商業など日常生活や今後のまちづくりに必要な施設として、各都市機能誘導区域ごとに将来の人口動向等を踏まえた各施設の充足状況やまちづくり方針に基づいて設定します。

■人口減少、高齢化が進むにつれて必要性の高まる施設

- 高齢者通所系介護施設
- 大規模小売店舗・食料品スーパー
- 診療所
- 保育所・認定こども園

■誰もが暮らしやすい環境、若い世代や市民活動の環境

- 障害者日中活動系サービス提供施設
- 専修、各種学校
- 図書館(本館)

各都市機能誘導区域内の誘導施設

区分	細区分		中心拠点	地域拠点			生活拠点		
			本庁地区	新前橋駅 周辺地区	大胡地区	前橋南部 地区	群馬総社駅 周辺地区	前橋大島駅 周辺地区	駒形周辺 地区
福祉機能	日常生活機能	高齢者 通所系介護施設	○	○	○	○	○	○	○
		障害者 日中活動系サービス提供施設	○						
商業機能	日常生活機能	大規模小売店舗、食料品スーパー	○	○			○	○	
医療機能	日常生活機能	診療所	○	○	○	○	○	○	○
教育・文化 機能	高次都市機能	専修、各種学校	○	○					
	高次都市機能	図書館(本館)	○						
子育て機能	日常生活機能	保育所、認定こども園	○	○				○	○

8. 誘導施策

■誘導施策

- 支援制度や各種特例制度の活用（国の制度メニューの積極的な活用）
- 公共交通利便性の向上（公共交通施策と連動したネットワーク性の向上）
- 良好な住環境の整備（都市基盤整備や空き家対策など住みやすい環境整備の推進）
- 公的不動産の活用（公共施設の再配置や更新など官民連携した公的不動産の活用）
- 県都まえばし創生プラン（様々な人口減少対策と連携したコンパクトなまちづくりの推進）
- 中心市街地の活性化（都市機能施設が充実した牽引性の高い中心市街地の再生）

9. 居住誘導区域

居住誘導区域は以下の視点を基本に平成30年度の設定に向けて検討していきます。

○生活利便性が確保される区域

- ・都市機能誘導区域となるべき中心拠点、地域拠点、生活拠点の中心部に徒歩、自転車、端末交通等を介して容易にアクセスすることのできる区域
- ・公共交通軸に存する鉄道駅やバス停からの徒歩・自転車利用圏に存する区域

○生活サービス機能の持続確保が可能な面積範囲内の区域

- ・客観的な将来人口推計を踏まえ、医療や福祉、商業などの日常生活サービス機能の持続的な確保が可能な人口密度水準が維持される面積範囲内の区域

○災害に対する安全性等が確保される区域

- ・土砂災害、浸水被害等により甚大な被害を受ける危険性が少ない区域
- ・工業系用途、都市農地、深刻な空き家等が進行している郊外地域などに該当しない区域

10. 計画評価

■計画評価

計画策定後、おおむね5年ごとに計画の分析・評価を行い、必要に応じて計画の見直しを図っていきます。